

手続名
寡婦年金関係手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線317、318、319）

手続説明

・概要
第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料納付済期間と保険料免除期間だけで、老齢基礎年金の保険料の納付要件10年を満たしている夫が死亡したときに、次の要件をすべて満たしている場合、妻が受け取ることができます。

・要件
[夫の死亡時の要件]
①保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間および納付猶予期間を含む）だけで、受給資格期間10年を満たしていること。
②障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また老齢基礎年金の支給を受けていないこと。

[妻の要件（夫が死亡した当時）]
①死亡した夫に生計を維持されていたこと（生計同一の要件、所得の要件）。
②婚姻関係が10年以上継続していること。
③65歳未満であること（妻自身の老齢基礎年金受給前）。

必要書類

- 1、マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- 2、年金手帳または基礎年金番号通知書
- 3、戸籍謄本（記載事項証明書）
- 4、世帯全員の住民票の写し
- 5、死亡者の住民票の除票
- 6、請求者の収入が確認できる書類（所得証明書、課税[非課税]証明書、源泉徴収票等）
- 7、受取先金融機関の通帳等（本人名義）
- 8、年金証書（公的年金から年金を受けているとき）

★制度の概要や必要書類の詳細等は手続詳細URLにてご確認ください。

手続詳細URL

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/1go-dokuji/20140422-02.html>

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし